

特記仕様書

(適用)

第1条 特記仕様書は、「R 3 徳土 鮎喰川 徳・南島田 4 緊急河川維持業務」に適用するものとする。

(交通管理等)

第2条 請負者は、供用中の道路に係る業務の施行にあたっては、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成8年3月）等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。

なお、業務の施行に際し、交通規制が必要な場合は、関係機関と協議し所定の手続きを行うものとする。

(交通誘導警備員等)

第3条 本工事の交通誘導警備員は次のとおり見込んでいる。なお、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

必要日数 20 日

交通誘導警備員 A 20 人、交替要員〔無し〕

2 請負者は「交通誘導員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、一月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

(施工管理等)

第4条 受注者は、現場責任者を定め、契約後7日以内（7日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面（様式第1号）をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

2 施工管理

- ①業務写真は、同一箇所です施工前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。また、積込運搬状況、処分場搬入状況を撮影すること。
- ②伐竹・除根・集積完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
- ③除根作業において、根と土をの分別を可能な限り実施し、監督員の確認を受けること。
- ④運搬時においては、シート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底させること。
- ⑤業務完了時には、出来型図及び数量表を提出し、監督員の検査立会を受けること。

(竹・草木類の搬出等)

第5条 竹・草木類の搬出先については、次の場所（廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可）への搬出を見込んでいる。

受け入れ場所

伐竹：有限会社佐々木エンジニア（L＝5.6 kmを見込んでいる）

徳島市一宮町紅葉山40-4

根株：有限会社佐々木エンジニア（L＝5.6kmを見込んでいる）

徳島市一宮町紅葉山40-4

- 2 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。
- 3 竹・草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

（発生材（ゴミ等）の搬出等）

第6条 請負者は、建設副産物が搬出される場合に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書（様式3）を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

- 2 発生材（ゴミ等）の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。